

さいたま市告示第340号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年2月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 大宮西口共同ビル

所在地 さいたま市大宮区桜木町二丁目3番地84 外91筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 大宮西口共同ビル株式会社

代表者氏名 代表取締役 泉名 宣男

住 所 さいたま市大宮区桜木町二丁目3番地84

(3) 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 大宮西口共同ビル株式会社 代表取締役 関根 洋征

(変更後) 大宮西口共同ビル株式会社 代表取締役 泉名 宣男

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名

(変更前) 株式会社ダイエー 含む19社 別添「小売業者一覧（変更前）」参照

(変更後) 株式会社ダイエー 含む15社 別添「小売業者一覧（変更後）」参照

(4) 変更の年月日

(ア) 2020年10月31日

(イ) 別添「小売業者一覧（変更前）」及び「小売業者一覧（変更後）」参照

(5) 変更する理由

(ア) 大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名の変更による。

(イ) 小売業者の退店、新規出店、代表者氏名変更による。

2 届出年月日

令和3年2月15日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和3年2月26日から令和3年6月28日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室